



意見書

定例会最終日の9月21日に、掲載の意見書のほか、「津波対策に関する意見書」、「電力多消費型経済からの転換を求める意見書」、「再生可能エネルギー買取法の実効性を確保することを求める意見書」を上程し、原案のとおり可決しました。なお、可決した意見書については、関係機関に送付しました。

地方議会の権能強化に関する意見書

地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できる「強い議会」の構築が不可欠である。

総務省は、本年1月に「地方自治法抜本改正についての考え方」を示し、地方公共団体の基本構造のあり方等については、引き続き検討するとする一方、長が臨時会の招集義務を果たさない場合など当面早急に改善すべき事項については、速やかに制度化を図るとしたが、この当面早急に改善すべき事項についての地方自治法の一部改正法案は、未だ国会提出がなされていない状況にある。

よって、国においては、当面早急に改善すべき事項について速やかに法改正を行うとともに、引き続き、更なる地方議会の権能強化を図るための法改正

を行うよう強く求める。

記

1 当面早急に改善すべき事項に係る地方自治法の改正

「地方自治法抜本改正についての考え方」で、速やかに制度化を図るとされている下記事項について、早急に法改正を行うこと

(1) 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする

(2) 副知事及び副市町村長の選任を専決処分の対象から除外すること

(3) 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など必要な措置を講じなければならないこととする

(4) 長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする

2 更なる地方議会の権能強化

今後の地方自治法の抜本改正においては、下記事項について、その実現を図ること

(1) 地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること

(2) 議長に議会招集権を付与すること

(3) 議会の予算修正権を全

面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること

(4) 議長に議会費予算執行権を付与すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月21日

埼玉県八潮市議会

提出先 内閣総理大臣 総務大臣

介護保険施設整備等の充実に関する意見書

介護保険制度は、住み慣れた地域や住まいで、自らサービスを選択し、自らの能力を最大限発揮して尊厳ある自立した生活を送れるよう2000年に創設されました。制度施行後11年が経過し、介護サービスを受ける高齢者の数は、2000年の制度創設当初と比較して、2009年では約2・6倍となるなど、介護保険制度は高齢者を支える制度として着実に機能しており、少子高齢化の日本において必要不可欠な制度となっていると考えられます。

その一方で、都市部を中心とする急速な高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者の増加、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加への対応など様々な課題が明らかになってきました。

このような課題を解決するため、第5期介護保険事業計画に向けた制度の見直しにおいては、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めること

や給付の効率化・重点化などを進め、給付と負担のバランスを図ることなどを基本的考え方としており、これらを踏まえた介護施設等の拡充や在宅介護の支援の強化とともに、利用者の経済的負担の軽減や介護報酬等の改善が強く望まれるところでです。

そこで、地域の実情に応じた重点事項として、下記の点について強く要望するものである。

記

1 特別養護老人ホームや地域密着型施設等を増設すること

2 夜間訪問介護・看護の強化を図ること

3 生活保護や低所得者でも安心して入所できる施設の整備を促進すること

4 国庫負担割合を引き上げ、介護保険料の増額を防止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月21日

埼玉県八潮市議会

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣

「除染に関する緊急実施基本方針」のすみやかな実施を求める意見書

8月26日、福島第一原子力発電所の事故により生じた放射性物質による汚染に対し、不安を一日も早く解消するため、国は汚染除去に責任を持って取り組んでいくとの方針を決定しました。追加被ばく線量がおおむね年間1〜20ミリシーベルトの間の地域については、市町村で除

染計画を策定し、国はその円滑な実施を支援していくとされています。

当市は、埼玉県内でも線量の高い地域となっており、すでに市独自で保育園園庭や学校校庭の除染をはじめたところですが、ホットスポットも存在しています。

よって、基本方針に示されている財政支援、専門家の派遣等すみやかに実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月21日

埼玉県八潮市議会

提出先 内閣総理大臣 財務大臣

文部科学大臣 厚生労働大臣

経済産業大臣

市民のうごき

平成23年10月1日現在

前月比

人口83,215人 (+101)

男43,142人 (+40)

女40,073人 (+61)

世帯34,672世帯 (+66)

用語

意見書とは

地方公共団体の公益に関する事件について当該議会の一機関としての意思を意見にまとめたものです。

●次回の第4回定例会(12月)の日程(案)●

平成23年	本 会 議
11月30日(水)	開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案の上程及び提案理由の説明など
12月 8日(木)	本 会 議 総括質疑(議案に対する質疑)、議案の委員会付託
9日(金)	総務文教常任委員会
12日(月)	建設水道常任委員会
13日(火)	福祉環境常任委員会
14日(水)	本 会 議 (一般質問)
15日(木)	本 会 議 (一般質問)
16日(金)	本 会 議 (一般質問)
19日(月)	本 会 議 委員会報告、質疑、討論、採決など、閉会

※この定例会日程は予定ですので、変更する場合があります。